

東大和市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要領（案）

制定 令和 8 年 月 日

（設置）

第1条 東大和市地域公共交通協議会条例（令和7年条例第13号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項に規定する運賃等を協議するため、東大和市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 運賃協議分科会は、東大和市地域公共交通協議会委員のうち別表に掲げる委員をもって構成する。

（分科会長）

第3条 運賃協議分科会に分科会長を置き、分科会長は別表中第1号の委員をもって充てる。

2 分科会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第4条 運賃協議分科会の会議は、法第9条第4項の規定に基づき、当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に係る協議ごとに分科会長が招集し、分科会長が会議の議長となる。

2 運賃協議分科会は、別表中各号ごとに各1人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運賃協議分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 運賃協議分科会の会議への出席及び代理出席については、東大和市地域公共交通協議会運営要領（令和7年3月31日市長決裁。以下「要領」という。）第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、要領第3条第2項中「会長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

（軽微な事案）

第5条 運賃協議分科会は、付議される議案が軽微な事案である場合は、運賃協議分科会の開催を省略し、協議が成立しているものとみなす。

2 前項の軽微な事案は、次に掲げる事案とする。

（1）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗入れする場合を除く。）においても、運賃額に変更がない場合

（2）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合に路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、運賃協議分科会の協議結果を東大和市地域公共交通協議会に報告する。

(協議結果の尊重)

第7条 運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務) S

第8条 運賃協議分科会の庶務は、まちづくり部都市づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関する必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表

号	関係条項	区分	委員
1	法第9条第4項 第1号	市町村又は都道府県	まちづくり部長
2	法第9条第4項 第2号	当該運賃を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者
3	法第9条第4項 第3号	地方運輸支局長	東京運輸支局首席運輸企画 専門官（輸送担当）
4	法第9条第4項 第4号	市町村の長が住民の意見を代 表する者として指名する者	学識経験者 公募による市民

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について 関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）※（）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。